

議案第61号	三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
業務課	給水栓数の増加等でメーター口径を増径しようとする場合やマンション等の集合住宅等について、特例として各戸検針及び水道料金の戸別徴収を認める場合の分担金の取扱い等を規定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 受益者分担金について、給水栓数の増加等でメーター口径を増径しようとする場合及びマンション等の集合住宅等について、親メーター取引（家主・管理組合による水道料金の一括納付）が原則であるが、特例として、各戸検針及び水道料金の戸別徴収を認める場合のメーター口径別受益者分担金の取扱いについて一部改正を行うもの。</p> <p>また、新たな給水申込みがある場合に、給水に应ずるための水道施設の建設、増強等を行う経費の全部又は一部を分担金として申込者に求めることができるよう一部改正を行うもの。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第224条（分担金） 水道法第14条（供給規程）</p> <p>【改正内容】 ●集合住宅等の受益者分担金、メーター口径を増径する場合の分担金の算定方法等（第1条関係）→施行期日を異ならせるため、第1条・第2条と分けております。</p> <p>①集合住宅等における受益者分担金の計算【第3条の2関係・条文追加】</p> <p>説明 集合住宅（マンション）等に水道事業管理者が貸与したメーター（親メーターという。）以降の各戸にメーター（子メーターという。）が設置され、水道事業管理者において子メーターを検針（親メーターによる一括検針ではなく、各戸ごとに検針をすること。）し、各戸ごとの使用者から料金の徴収を希望する場合の受益者分担金の取扱いについて規定するものです。</p> <p>②メーター口径を増径する場合の分担金の算定方法【第3条の3関係・条文追加】</p> <p>説明 水道管のメーターの口径を大きくする（増径）場合、従前（小さい口径）にいただいた分担金より新たに増径した場合の分担金の方が金額は高くなります。この条文はそうした場合の分担金の算定方法について規定するものです。</p> <p>③その他【分担金の追徴・還付に関する規定：第5条関係】</p> <p>●施設新設等における分担金等（第2条関係）</p> <p>①施設の新設等に要する分担金【第3条の4・条文追加】</p> <p>説明 この水道事業分担金徴収条例の別表第2で規定している区域以外で住宅団地などの造成を行うときの給水の申込みがあった場合に、水道事業管理者は、その給水に应ずるために必要な水道施設の建設・増強等に要した経費の全部又は一部を申込者から分担金として求めることができるというものです。</p> <p>②その他【第3条の4に規定する分担金の追徴・還付規定：第5条第2項関係】</p> <p>【施行期日】 第1条関係・・・公布の日 第2条関係・・・平成22年12月1日</p> <p>【その他】 当該条例の一部改正に伴い、関係する条例の施行規程についても所要の改正措置を講じる予定</p>	